

令和4年度 河川底質汚泥分析検査結果

測定日：令和4年11月14日

項目名	判定基準 (mg/ℓ)	竜王地区 鎌田川(南っこ橋付近)	敷島地区 貢川(長塚橋付近)	双葉地区 坊沢川(水辺公園横)
水素イオン濃度(pH)	—	8.1	7.7	7.5
カドミウム又はその化合物	0.09以下	0.009未満	0.009未満	0.009未満
鉛又はその化合物	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
シアン化合物	1.0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
六価クロム化合物	1.5以下	0.05未満	0.05未満	0.05未満
ひ素又はその化合物	0.3以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
水銀又はその化合物	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀化合物	検出されないこと※	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
有機りん化合物	1.0以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
セレン又はその化合物	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
1,1,1-トリクロロエタン	3.0以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
トリクロロエチレン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
四塩化炭素	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ジクロロメタン	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
1,1-ジクロロエチレン	1.0以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.04未満	0.04未満	0.04未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
チウラム	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満
シマジン	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
チオベンカルブ	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満

※基準値で「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検出した場合においてその結果が定量下限値を下回る事をいう  
(アルキル水銀化合物:0.0005mg/L)

令和3年度 河川底質汚泥分析検査結果

測定日：令和3年11月10日

項目名	判定基準 (mg/ℓ)	竜王地区 鎌田川(南っこ橋付近)	敷島地区 貢川(長塚橋付近)	双葉地区 坊沢川(水辺公園横)
水素イオン濃度(pH)	—	8.4	7.9	7.9
カドミウム又はその化合物	0.09以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
鉛又はその化合物	0.3以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
シアン化合物	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
六価クロム化合物	1.5以下	0.04未満	0.04未満	0.04未満
ひ素又はその化合物	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
水銀又はその化合物	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀化合物	検出されないこと※	不検出	不検出	不検出
有機りん化合物	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
セレン又はその化合物	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
トリクロロエチレン	0.1以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
四塩化炭素	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ジクロロメタン	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
1,1-ジクロロエチレン	1以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.04未満	0.04未満	0.04未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
チウラム	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満
シマジン	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
チオベンカルブ	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満

※基準値で「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検出した場合においてその結果が定量下限値を下回る事をいう  
(アルキル水銀化合物:0.0005mg/L ポリ塩化ビフェニル:0.0005mg/L)

令和2年度 河川底質汚泥分析検査結果

測定日：令和2年11月18日

項目名	判定基準 (mg/ℓ)	竜王地区 鎌田川(南っこ橋付近)	敷島地区 貢川(長塚橋付近)	双葉地区 坊沢川(水辺公園横)
水素イオン濃度(pH)	—	7.6	7.3	7.3
カドミウム又はその化合物	0.09以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
鉛又はその化合物	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
シアン化合物	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
六価クロム化合物	1.5以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
ひ素又はその化合物	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
水銀又はその化合物	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀化合物	検出されないこと※	不検出	不検出	不検出
有機りん化合物	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	0.001未満	0.001未満	0.001未満
セレン又はその化合物	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
トリクロロエチレン	0.1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
四塩化炭素	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ジクロロメタン	0.2以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
1,1-ジクロロエチレン	1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ベンゼン	0.1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
チウラム	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満
シマジン	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
チオベンカルブ	0.2以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満

※基準値で「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検出した場合においてその結果が定量下限値を下回る事をいう  
(アルキル水銀化合物:0.0005mg/L ポリ塩化ビフェニル:0.0005mg/L)

令和元年度 河川底質汚泥分析検査結果

測定日：令和元年12月5日

項目名	判定基準 (mg/ℓ)	竜王地区 鎌田川(南っこ橋付近)	敷島地区 貢川(長塚橋付近)	双葉地区 坊沢川(水辺公園横)
水素イオン濃度(pH)	—	7.1	7.4	7.4
カドミウム又はその化合物	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
鉛又はその化合物	0.3以下	0.002	0.012	0.004
シアン化合物	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
六価クロム化合物	1.5以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
ひ素又はその化合物	0.3以下	0.001	0.004	0.001
水銀又はその化合物	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀化合物	検出されないこと※	不検出	不検出	不検出
有機りん化合物	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
セレン又はその化合物	0.3以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
トリクロロエチレン	0.1以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
四塩化炭素	0.02以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
ジクロロメタン	0.2以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	1以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
ベンゼン	0.1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
チウラム	0.06以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
シマジン	0.03以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ	0.2以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満

※基準値で「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検出した場合においてその結果が定量下限値を下回る事をいう  
(アルキル水銀化合物:0.0005mg/L ポリ塩化ビフェニル:0.0005mg/L)

平成30年度 河川底質汚泥分析検査結果

測定日：平成30年11月19日

項目名	判定基準 (mg/ℓ)	竜王地区 鎌田川(南っこ橋付近)	敷島地区 貢川(長塚橋付近)	双葉地区 坊沢川(水辺公園横)
水素イオン濃度(pH)	—	7.6	7.2	7.3
カドミウム又はその化合物	0.09以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
鉛又はその化合物	0.3以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
シアン化合物	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
六価クロム化合物	1.5以下	0.04未満	0.04未満	0.04未満
ひ素又はその化合物	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
水銀又はその化合物	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀化合物	検出されないこと※	不検出	不検出	不検出
有機りん化合物	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
セレン又はその化合物	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
トリクロロエチレン	0.1以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
四塩化炭素	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ジクロロメタン	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
1,1-ジクロロエチレン	1以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.04未満	0.04未満	0.04未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
チウラム	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満
シマジン	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
チオベンカルブ	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満

※基準値で「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検出した場合においてその結果が定量下限値を下回る事をいう  
(アルキル水銀化合物:0.0005mg/L ポリ塩化ビフェニル:0.0005mg/L)

平成29年度 河川底質汚泥分析検査結果

測定日：平成29年11月17日

項目名	判定基準 (mg/ℓ)	竜王地区 鎌田川(南っこ橋付近)	敷島地区 貢川(長塚橋付近)	双葉地区 坊沢川(水辺公園横)
水素イオン濃度(pH)	—	7.8	7.5	7.5
カドミウム又はその化合物	0.09以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
鉛又はその化合物	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
シアン化合物	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
六価クロム化合物	1.5以下	0.04未満	0.04未満	0.04未満
ひ素又はその化合物	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
水銀又はその化合物	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀化合物	検出されないこと※	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
有機りん化合物	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
セレン又はその化合物	0.3以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
1,1,1-トリクロロエタン	3以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
トリクロロエチレン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
テトラクロロエチレン	0.1以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
四塩化炭素	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ジクロロメタン	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
1,1-ジクロロエチレン	1以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.04未満	0.04未満	0.04未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満
1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.1以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満
チウラム	0.06以下	0.006未満	0.006未満	0.006未満
シマジン	0.03以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
チオベンカルブ	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満

※基準値で「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検出した場合においてその結果が定量下限値を下回る事をいう  
(アルキル水銀化合物:0.0005mg/L ポリ塩化ビフェニル:0.0005mg/L)